

議第 205 号 南部大阪都市計画特別緑地保全地区の変更について（市決定）

令和 7 年度第 3 回堺市都市計画公聴会について

＜公聴会の概要＞

- 日 時 : 令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 2 時 00 分～午後 2 時 32 分
- 場 所 : 堺市役所本館 3 階 第 1 会議室
- 公述人 : 2 名

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての堺市の考え方は次のとおりです。

＜南部大阪都市計画特別緑地保全地区の変更について＞

公述人	都市計画の原案に係る意見の概要	意見に対する市の考え方
A	・保全優先地区のみに限定せず、南部丘陵、1,600ha 全てを早急に特別緑地保全地区に指定していただきたい。	・本市では平成 24 年 11 月に堺市緑の政策審議会から受けた「南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて」の答申を基に南部丘陵の緑地保全を進めています。 答申では植生等の自然環境の評価が高く、優先して緑地を保全すべきところである約 160ha が「保全優先地区」として抽出されています。また、保全優先地区における最も有効な緑地保全制度は特別緑地保全地区であるが、直ちに全域の指定を行うことは困難であることから、長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることが望ましいとされています。 これを踏まえ、本市では保全優先地区において、当該地域の池や河川等の流域となる緑地を保全するため、既に特別緑地保全地区に指定した区域の周辺をはじめとし、条件が整った場所から順次、指定を進めることとしています。

公述人	都市計画の原案に係る意見の概要	意見に対する市の考え方
	・特別緑地保全地区の買入れは、税金を100%使うのではなく、市民や企業などに南部丘陵の重要性を繰り返し発信し、クラウドファンディングなどの利用で一部賄うなど、税金以外も投入して、適正価格で買い入れていただきたい。 ・国や大阪府にも、南部丘陵に注目して、協力いただけるように、行政と堺市民が一丸となって保護活動しているというのを見せるような提案と実行をしていただきたい。	・特別緑地保全地区の買入れは、国の補助金を活用し、他市の事例を踏まえながら、財源確保について検討したいと考えています。あわせて、南部丘陵の価値を知っていただくため、広報等による周知も進めます。 また、買入れ価格については不動産鑑定士による鑑定を基に算出します。 ・現在の堺の森活などの緑地保全の取組を踏まえつつ、区域の特性を確認しながら、今後どのような活動が可能か検討します。また、適宜、国や大阪府等と、取組内容等について情報交換を行っています。
B	・特別緑地保全地区指定に向けて、目標達成期間や中間目標数値の進捗管理、指定条件の整理をはじめとしたロードマップ作りが必要ではないかと考える。 ・特別緑地保全地区に指定した緑地を保全するために、適切な維持管理や利活用の取組を示す基本計画の策定が必要と考える。	・特別緑地保全地区の指定については、指定済み区域の周辺など、まとまりのある区域を意識し、現地状況や利活用の可能性も踏まえながら、検討します。 ・現在は隣接地に支障が出ない範囲で、維持管理を行っています。特別緑地保全地区に指定した緑地や緑地全体の維持管理・利活用のあり方については、大学との共同研究において検討します。